府令・省令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第五号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
総務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請の支援） **第十二条の二**　組合は、当分の間、法第五十七条第一項に規定する電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（番号利用法第十七条第一項に規定する申請をいう。）が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができる。	**附　則** ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　組合は、この命令の施行の日前においても、組合員及びその被扶養者が改正法附則第九条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第五十七条第一項に規定する電子資格確認により、組合員又はその被扶養者であることの確認を受けることができるよう、組合員及びその被扶養者が市町村長（特別区の区長を含む。）に対して行う個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（同法第十七条第一項に規定する申請をいう。）に必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができる。

省令

○厚生労働省令第五十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項及び第五十九条の二の二第三号並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第六条第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四十九条の二　法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。 一　次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの イ～ハ　（略） （削る） （削る） 二　（略） 三　認定こども園法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設	**第四十九条の二**　法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。 一　次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの イ～ハ　（略） ニ　一時預かり事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児 ホ　病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児 二　（略） 三　幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設
第四十九条の三　法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～六　（略）	**第四十九条の三**　法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一～六　（略）